

第2回千葉県自然保育認証制度検討会議 議事概要

- 1 日時 令和4年10月24日（月）午後5時から7時
- 2 会場 ホテルプラザ菜の花4階 会議室 楨
- 3 出席委員 伊藤委員、風間委員、岸本委員、小林委員、梶月委員
篠原委員、田中委員、戸巻委員、富田委員、沼倉委員
渡辺委員
※圓藤委員は所用により欠席
- 4 事務局 健康福祉部子育て支援課、総務部学事課
農林水産部森林課、教育庁学習指導課
- 5 あいさつ 子育て支援課長
- 6 委員紹介 前回欠席の篠原委員、田中委員、戸巻委員の紹介
- 7 議題（1）自然体験活動に取り組む保育所による取組状況の発表
⇒田中委員が資料1に基づいて説明
（2）自然体験活動に取り組む幼稚園の取組状況の紹介
⇒子育て支援課が資料2に基づいて説明
（3）自然活用保育認証制度実施要綱（素案）及び認証団体等への
支援内容（素案）
⇒子育て支援課が資料3、4に基づいて説明
各委員の意見（概要）は資料5及び以下のとおり

風間委員

資料3のP.10別表2（認証基準）の項目「安全確保」の7番目に「申請日以前の2年間に～～子供の救命・応急手当等を行うために必要な知識に関する講習を受講したと認められる常勤の保育者がいること」と記載がある。この講習とはどのようなものなのか。また、過去2年間に受講していない場合は、今から講習を受講しなければ申請できないのか。

講習の受講は、素案では重点型、普及型どちらでも必要な基準となっているが、長野県の基準を見ると特化型の条件となっている。幼稚園など普及型の施設に

対して、どこまで基準として求めるのか、決めているようであれば御教示いただきたい。

事務局

御指摘のとおり、この基準を重点型に限定するのか、講習の内容については整理がついてないので、整理して後日回答させていただく。

風間委員

できるだけ多くの幼稚園が申請できるとよいと思っているが、講習のレベルや、幼稚園で普段受けている講習かそうではないかによって、基準をクリアできるかどうか変わってくる。4月1日から制度が始まる中で、3月に急に言われても受講は難しいので、確認願いたい。

沼倉委員

救急法のことだが、資料3のP.14で長野県が示している1から7というのは、森のようちえん全国ネットワークで定めている安全認証の基準から抜粋しているのではないかと思われる。

救急法等の講習については2年間程度が再受講の目安になっているので、切らせないようにすることが大切になってくるのではないか。

風間委員

無資格の保育者について、縛りが何もない方が自然の中で小さな子どもと一日中活動するということは、トイレ等含めいろいろな問題が出てくる可能性も考えられる。

市町村の確認に任せるということでよいのか、何かしらの縛りを考えなくてよいのか、検討していただきたい。

事務局

「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業」で市町村から認定を受けている団体にあたっては、市町村が誓約書等で無資格の保育者も確認した上で認定を行っているため、それで認める形で考えている。

幅広く認めていくに当たり、まだ十分に整理がされていないので、今後整理して説明できればと思う。

富田委員（座長）

無資格者の誓約書の内容や、資格がなくてもどの程度の内容で認めるのか、県は丁寧に整理していく必要があると思う。

資料3のP.3に「保育者とは」という記載があるが、日本の保育の資格は保育士という国家資格だが、幼稚園教諭は免許であるから、厳密に書けば、幼稚園教諭については「免許を有する者」と書かないといけない。

そして保育教諭というのは、幼保連携型認定こども園だけで特別に認定されている任用資格である。ただ、あまり厳密に書いても仕方がないので、ここはおおらかに記載されたのだと思う。

その他にも保育者として、看護師や栄養士や調理スタッフ、保育補助も含まれるが、これらの方についても、どのレベルで誓約書を出したりするのかを県で整理する必要がある。

渡辺委員

資料3のP.15（2）（ア）③に、安全管理マニュアルの提出について記載があるが、事故が起こってからの対応だけではなく、活動現場にどのような危険があるか把握して、そこに対してどのように対策するのか明記して提出してください、ということだと思う。

自然の中にはたくさんの危険があると思うが、中でもまずは重大事故につながるようなものを中心に考える必要がある。

自然の中でよくあるのは、大きくて重い物の下敷きになって亡くなる事故である。森の中には木々が多いが、枯れ木やかかり木は不安定である。

老齢樹は病気にかかっていることがあり、強い風が吹いた時に大きな太い枝が落ちやすく、その下にいると頭に直撃することがある。数年前に岐阜県で森林体験中にこのような事故が起きたことがある。

各活動現場の特性を知って、危険が起きないように保育者で環境を作ることが大切。そういったことをマニュアルに明記することが必要である。

富田委員（座長）

最近では森でなくても、そこら辺の公園でも毒キノコがあつたりして、小さな子どもは色がきれいだからと迂闊に触ることがある。

私達は、そのような危険なものをマニュアルの中で知っておく必要があるし、研修等でそのような危険について、定期的に知る機会を県で用意するようきめ細かい対応をしていただきたい。

岸本委員

千葉県の認証制度がどういう目的で、誰のために、何のためにあるのかといったものを大事にしてほしい。

保育の受け皿は増えてきたが、子ども達が育つ環境や関わりがこのままでいいのか、というところからこの認証制度が始まったものと受け取っている。

保育の質も、大人目線というより子ども目線で、子どもが自然の中で主体的に育っていく環境作りが重要であるので、認証基準等の話しもあるが、やはり目的がどこなのか、というのを大事にしていきたい。

他県の認証制度も見ているが、広島県と長野県とでは、制度の趣きに違いがあると感じている。今回の案では、その2つの目的が合わさっている感じに違和感がある。

長野の方に、「子どもが本来持っている自ら学び、成長しようとする力を育むことを旨として行うものとする。」とあるが、そこを理念として大事にし、いつも立ち返ることができる目的であるといいと思う。

認証基準についてだが、一般的な園と、園舎を持たずに自然活動を行ってきた園とではハード面でも違いがあるので、幼稚園・保育園でも取り組みやすい基準と、園舎を持たない団体が今、困っている問題にどうフォーカスしてもらえるのが気になっている。

「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業」についても、今年度から申請しているが、申請にかかる事務作業が増え、それが足かせになっている部分もある。

認証制度ができるのはありがたいが、足かせにならず、自分達の活動が自分達らしく続けていけたらいいと思う。

幼稚園・保育園でも取り組みやすい基準と、フィールドの中で保育を行う団体が困っていることについては分けながら、全体が良くなるように考えていきたい。

事務局

県として認証制度を立ち上げるに当たって、今まで取りこぼされていた認可園でないような団体でも、きちんと自然保育をやっていることを、小学校、地元の警察、消防といった関係機関と連絡調整を図っていこうと考えている。

沼倉委員

「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業」の事務作業が負担となっている。申請にかかる事務作業は増えたが、それにかかる人件費はどこからも出てこないという苦しい状況となっているの

で、何とかこの状況を救っていただけるとありがたい。

資料4の(5)活動費補助について、千葉県内の産業とうまく結びつくものにつながっていくと良い。

自然保育認証制度が行われることによって、子ども・子育てプラン2020につながっていくとか、その先の小学校にこの自然保育認証制度がどう影響していくのか、ひいては千葉県ではどのような子どもを育てていきたいのか、といった大きい枠の中で何か道筋が見えると、幼児期の自然体験が非常に大切というところに戻ってくると思う。

自然保育認証制度だけを切り取って、保育だけとか幼児期だけ自然があればいいというのではなく、子どもが成長する中で、自然、特に千葉県内の自然とのつながりを持っていて欲しいと思う。

伊藤委員

当市は市自体が自然豊かなため、普段の園庭での遊び等で既に自然に接する保育がされている。

資料3のP.10別表2(認証基準)の項目「自然体験活動」で重点型、普及型それぞれ週に何時間以上とあるが、自然体験活動の時間について、3歳以上というところ3歳、4歳、5歳とそれぞれクラスがあるが、その中のどれかのクラスが自然体験活動をしていれば認証の対象になるのか、3歳以上の全てのクラスで活動を行っていないければ対象とならないのか、また平均して週何時間というの、通年で実施する必要があるのか等御教示いただきたい。

例えば8月など暑くて外にあまり出られない時期もある。

事務局

仰るとおり8月など暑すぎる時期もあるし、長雨が続きたりする場合もある。運用面でやっていく部分もあるが、基本的には計画を認証するものなので、年間計画の中に、自然保育の活動についてきちんと明記されているのか確認させていただいた上で、活動時間については活動内容によってケースバイケースで判断することになるかと思う。

活動が実際に行われたかについては活動報告書で確認していく。

また、団体、施設で認証を考えているのでクラスごとでは想定していない。

小林委員

資料3のP.10別表2(認証基準)の項目「自然体験活動」の重点型と普及型の二つの区分の違いが、時間だけである。

保育の質が大事なのであれば、内容や中身、自然環境保育の深さを測るのが時

間だけというのは少し引かかる。

園の活動方針や指導計画等というところから読み取っていくのか。時間が長ければ深いというものなのか。重点型と普及型の違いが時間しかないので、そこを測るものが基準の中にもう少しあるといいのではないか。

また、小学校との連携という説明が先ほどあったが、幼稚園等であれば普通に小学校との連携があり、そうではない施設に必要なところかと思うが、これが義務付けられていると、自然環境保育と小学校との連携が自分の頭の中でつながらない。

再認証についてだが、園が認証されて5年経ったあと、どうなるのか。普及させるという意味で、再認証は妨げないものとするのか、それともないのか。

また、県の役割として、自然環境保育を普及させるための施策をどこかに明示した方がよいのではないか。

事務局

保育の質をどうするのかというのは大事であり、違いが時間だけ、と捉えられかねないため、今後改めて検討していく。

小学校との連携については、認可施設は既に連携を行っていることを把握しており、省略の対象となっている。

再認証は現時点では、5年毎に更新を行っていくことを想定している。

宮下委員

「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業」で、4・5歳児のみを認定しており、3歳児が入っていない団体の場合、認証制度の対象となるか。

また、認証制度の目的として、そもそもこのような課題があり、認証制度ができることによって、課題というか千葉県が目指している方向性が皆に知れ渡って、こういうことが解決していく、ということが記載されるとよいと思う。

事務局

4・5歳児のみであっても、認定している団体であれば自然環境保育認証制度の対象となる。

また、団体として、どこかひとつの市町村で「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業」に認定されているのであればやはり対象になる。

篠原委員

保育の質の話があったが、自然との関わりの中で子ども達が豊かに育っていくためには、主体的で対話的で深い学びの実現が必要ということが、国全体として言われている。

子ども達が自然と主体的に関わり、仲間や保育者と対話をして、学びが深くなるということが、これからの世の中に生きていく子ども達には必要。

そういった意味で自然は有効な環境だが、その時重要なのは、保育者がどのように関わるか、保育者の質が求められてくる。

そのための保育者に対する研修が弱い気がする。研修の中身として、今の時代に求められるものと、自然の中でどう保育者が子どもに対して関わるかについての内容を入れていくことが必要。

また、安全については、色々な現場のヒヤリハット事例を共有できるシステムがあるとより安全が高まるのではないか。

田中委員

都市部だと、園外活動というとワゴンに子どもを乗せて園の周りの道路を1時間散歩するだけというような園もあるが、それだけでも園外での活動1時間になるのか。

そのような園外活動と、目的を持って園外活動や自然体験をしている園を同認証制度で基準付けていく、というのは難しく感じる。

広くいろいろな保育施設に活用してもらいたいという側面とともに、あまり低い認証基準を設けると、制度自体があまりいいものでなくなってしまうので、質の部分を下げず大事にしていきたい。

戸巻委員

自然環境の中に、食育と重なっている部分がある。

どちらかやればいいのではなく、両立していけるよう食育を意識しながら、中身をつめていってほしい。

富田委員（座長）

広島県では認定証書の他に、木製の認定プレートを作成しているとのこと。

木のプレートは施設のエントランスに飾るなどすれば、それを見ることにより、保育士が丁寧な保育を思い出したり、子どもとの対話が起こったり、子どもの深い学びが自然を通して行われるといったことを思い起こすことにもつながるので、千葉県でも是非、取り入れてほしいと思う。

8 事務連絡

1 2月頃、自然保育に関心のある県内の幼稚園、保育園等関係者を対象に先進県の認証施設や安全管理専門家による講演会をZOOMで開催予定

第3回検討会議を1月頃開催予定